

令和 8 年度版 障がい福祉ガイドブック



障がいのある人もない人も
分け隔てなく誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる
「地域共生社会の実現」

大分市福祉事務所 障害福祉課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

各種手帳・給付に関すること TEL:097-537-5786・097-585-6009
障がい福祉サービスに関すること TEL:097-537-5658
意思疎通支援事業に関すること TEL:097-537-5785

FAX:097-537-1411

E-mail: syogaifuku@city.oita.oita.jp

ご利用にあたって

このガイドブックは、障がい福祉に関する各種の制度やサービス及び各関係機関などについて記載したもので、障がいのある方々にご活用いただくことにより福祉の増進を図ることを目的として作成したものです。

ガイドブック記載内容につきましては必ずご一読いただき、ご不明な点がありましたら各関係機関へお問い合わせくださいますようお願いいたします。また、大切に保管され、必要に応じて読み返されることにより、各種の制度やサービスを最大限に利用していただきたいと考えております。

なお、このガイドブックのご活用にあたりましては、次の点にご留意ください。

- ・令和8年4月1日現在を基準に作成したものですので、法改正などによって内容が変わることがあります。
- ・記載している各種の制度やサービスの詳細につきましては、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

目 次

1. 手帳の交付

- (1) 身体障害者手帳の交付 1
- (2) 療育手帳の交付 2

2. 手当・年金

- (1) 特別障害者手当（国の制度） 3
- (2) 障害児福祉手当（国の制度） 3
- (3) 特別児童扶養手当（国の制度） 4
- (4) 児童扶養手当 6
- (5) 心身障害者扶養共済制度 6
- (6) 障害基礎年金（国の制度） 7
- (7) 後期高齢者医療制度の障害認定 8
- (8) 生活保護世帯の障害者加算 8

3. 医療

- (1) 医療費の助成 9
- (2) 自立支援医療（更生医療・育成医療） 10

4. 補装具・日常生活用具・住宅等

- (1) 補装具の購入及び修理 11
- (2) 日常生活用具関係 12
 - ① 日常生活用具の購入 12
 - ② 居宅生活動作補助用具の給付（住宅改修費） 15
- (3) 住宅設備改造費の補助 16
- (4) 斜視・弱視児童矯正眼鏡購入費等の助成 17
- (5) 軽度・中度聴覚障がい児補聴器購入費等の助成 17
- (6) 大分市医療的ケア児・者非常用発電装置等の購入費補助 18

5. タクシー券の交付 19

6. 自動車(改造費・免許取得費)の補助

- (1) 自動車改造費の補助 20
- (2) 自動車運転免許取得補助 20
- (3) 自動車運転免許取得補講料補助 20

7. 減免制度・割引等

- (1) 所得税・市民税・県民税等の控除 21
- (2) NHK放送受信料の減免 21
- (3) 有料道路通行料金の割引 22
- (4) 自動車税、軽自動車税の減免 23
- (5) 指定ごみ袋の交付について 28

(6) 市営の公共施設の使用料等の減免	29
(7) その他（交通機関等）の割引	30
8. その他サービス等	
(1) 食の自立支援事業	31
(2) 在宅重度身体障害者緊急通報サービス	31
(3) 大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業	31
(4) 生活福祉資金の貸付	32
(5) 手話関係	33
① 手話通訳者・要約筆記者等の派遣	33
② 盲ろう者通訳介助員の派遣	33
③ 手話講習会	34
④ 手話通訳者の配置	34
(6) 点字関係	34
点字図書館	34
(7) 大分市おもちゃライブラリー	34
(8) 障がい者福祉センター	35
9. 相談事業等	
大分市基幹相談支援センター	35
障がい者の就労支援に関すること	36
(1) 障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	36
(2) 大分市障害児(者)地域療育等支援事業	36
(3) 高齢重度聴覚障がい者生活支援訪問事業	37
(4) 相談事業	37
(5) 就労ピアサポートサロンおおいた	37
(6) 知的障害者相談員	38
(7) 身体障害者相談員	39
(8) 障害者団体一覧	40
10. 障害者総合支援法等によるサービス	
(1) 障害福祉サービス	41
(2) 障害児通所支援事業	42
(3) 地域生活支援事業	42
(4) サービスの利用のしかた	43
(5) サービスを利用したときにかかる費用	44
11. 大分市障がい者虐待防止センターについて	44
12. 大分市成年後見センターについて	45
13. ヘルプカードについて	45
14. ヘルプマークについて	46

1. 手 帳 の 交 付

(1) 身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある人が、各種の福祉制度を受けようとするときに必要なものです。

【交付対象となる障害区分】

- | | | | |
|----------------------|---------|---------|-----------------|
| ・視覚障害 | ・聴覚障害 | ・平衡機能障害 | ・音声、言語、そしゃく機能障害 |
| ・肢体不自由 | ・心臓機能障害 | ・腎臓機能障害 | ・呼吸器機能障害 |
| ・ぼうこう又は直腸機能障害 | ・小腸機能障害 | | |
| ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | ・肝臓機能障害 | |

＜新規申込に必要なもの＞

- ①身体障害者手帳交付申請書（窓口に備え付けあり）
- ②指定医の作成した身体障害者診断書・意見書（所定の様式）（窓口備え付けあり）
- ③本人顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚
※サングラスや帽子（特別な理由がある場合を除く）等着用せず、撮影から1年以内のもの。
ポラロイド不可。デジタルカメラ等による作成の場合、写真専用紙を使用したもの。
- ④個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

＜受付場所＞

市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）

身体障害者手帳を取得後、以下の場合は手続きが必要です

■障害の程度が変わった場合、新たに障害が追加になる場合

＜再認定申請に必要なもの＞

- ①身体障害者手帳再交付申請書（窓口に備え付けあり）
- ②指定医の作成した身体障害者診断書・意見書（所定の様式）（窓口備え付けあり）
- ③本人顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚
※サングラスや帽子（特別な理由がある場合を除く）等着用せず、撮影から1年以内のもの。
ポラロイド不可。デジタルカメラ等による作成の場合、写真専用紙を使用したもの。
- ④個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

■市内転入、市内転居により住所が変更になった場合、氏名が変わった場合

＜届出に必要なもの＞

- ①身体障害者居住地（氏名）変更届（窓口備え付けあり）
- ②身体障害者手帳
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》
※市外へ転出した場合は、転出先の管轄役所等へ届出手続きを行ってください。

■手帳を紛失したとき、破れや汚れ等で使用ができなくなった場合

＜申請に必要なもの＞

- ①身体障害者手帳再交付申請書（窓口備え付けあり）
- ②本人顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚
※サングラスや帽子（特別な理由がある場合を除く）等着用せず、撮影から1年以内のもの。
ポラロイド不可。デジタルカメラ等による作成の場合、写真専用紙を使用したもの。
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》
※即日発行不可。期間に余裕をもって申請してください。

■障がい者（児）本人が死亡した場合、障害がなくなった場合

手帳返還手続きが必要となりますので、届出をしてください。

(2) 療育手帳の交付

知的な障がいがある人が、各種の福祉制度を受けようとするときに必要なものです。

【障害の程度】 A 1 (総合最重度)、A 2 (総合重度)、B 1 (総合中度)、B 2 (総合軽度)

＜新規申込に必要なもの＞

- ①交付申請書（窓口に備え付けあり）
- ②本人顔写真（タテ4 cm × ヨコ3 cm、脱帽（特別な理由がある場合を除く）・上半身、おおむね6 か月以内のもの）※家庭用のプリンターによる印刷写真は不可。
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》
※申請後、聞き取り調査をする場合があるので、可能であれば母子手帳や過去に受けた知能検査の結果等を参考資料として用意してください。
※18歳以上の方で初めて申請する方は、成績証明書等が必要となりますので、申請前にご相談ください。

＜受付場所＞

市役所障害福祉課
東部・西部保健福祉センター（新規申請は書類受付のみ）

療育手帳を取得後、以下の場合は手続きが必要です

■再判定を受ける場合

＜再判定申込時に必要なもの＞

- ①療育手帳
※障害の程度を確認するために行います。手帳に記載されている次回判定年月が到来する
おおむね3 か月前から受付をします。
※6 歳および12歳再判定については、オンラインでの受付も可能です。

■本人、保護者の住所や氏名など手帳に記載されている内容が変わった場合

＜届出に必要なもの＞

- ①記載内容変更届（窓口に備え付けあり）
- ②療育手帳
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

■手帳を紛失したとき、破れや汚れ等で使用ができなくなった場合、障害の程度が変わった場合

＜申請に必要なもの＞

- ①交付申請書（窓口に備え付けあり）
- ②療育手帳（紛失した場合を除く）
- ③写真（タテ4 cm × ヨコ3 cm、脱帽（特別な理由がある場合を除く）・上半身、おおむね6 か月以内のもの）※家庭用のプリンターによる印刷写真は不可
- ④個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

■新しい手帳を交付された場合、再判定の結果が非該当となった場合、本人が死亡した場合

＜届出に必要なもの＞

- ①返還届（窓口に備え付けあり）
- ②療育手帳
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

2. 手当・年金

(1) 特別障害者手当(国の制度)

最重度の心身障がい者に支給される手当です。

対象者	20歳以上の人で著しく重度の心身障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人 ※「著しく重度の障害」とは、基本的に重度の障害が重複している状態です。ただし、単一の障害でも、その状態が「著しく重度の障害」と同程度と認められるときは対象となります。
支給できない場合	対象者の方でも以下の状態に該当する場合は支給することはできません。 ・障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所したとき （有料老人ホーム等は除きます） ・3か月以上継続して病院に入院、介護老人保健施設に入所したとき ・対象者本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額をこえたとき ・障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき
手当額	月額 30,450円（令和8年4月1日現在） ※手当額は国の基準により各年度で改正があります。
支給月	2月・5月・8月・11月※各月10日（その日が土・日・祝日である場合、直前の平日に支給）
手続きに必要な書類等	(1) 診断書（所定の様式） ＊発行後2か月以内のもの (2) 身体障害者手帳または療育手帳（所持している方のみ） (3) 対象者本人名義の預金通帳 (4) 年金額・年金の種類の分かる書類（年金受給者のみ） (5) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター、各連絡所（今市除く）

《お問い合わせ》 障害福祉課

(2) 障害児福祉手当(国の制度)

最重度の心身障がい児に支給される手当です。

対象者	20歳未満の人で重度の心身障がい等があり、日常生活において常時の介護を必要とする人
支給できない場合	対象者の方でも以下の状態に該当する場合は支給することはできません。 ・肢体不自由児施設、障害者支援施設等に入所したとき ・公的年金を受けるようになったとき ・対象児本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額をこえたとき ・障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき
手当額	月額 16,560円（令和8年4月1日現在） ※手当額は国の基準により各年度で改正があります。
支給月	2月・5月・8月・11月※各月10日（その日が土・日・祝日である場合、直前の平日に支給）
手続きに必要な書類等	(1) 診断書（所定の様式） ＊発行後2か月以内のもの (2) 身体障害者手帳または療育手帳（所持している方のみ） (3) 対象児本人名義の預金通帳 (4) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター、各連絡所（今市除く）

《お問い合わせ》 障害福祉課

(3)特別児童扶養手当(国の制度)

く県により判定がおこなわれます>

対象者	20歳未満の障がい児（身体または精神に政令で定める程度の障がいのある児童）を監護している父母または養育者	
障害程度 の目安	1級（重度）	①身体障害者手帳1・2級程度 ②療育手帳Aの知的障がい児 ③精神障がい、内部障がい等があり、上記①・②と同程度
	2級（中度）	①身体障害者手帳3級及び4級程度の一部 ②療育手帳B1及びB2程度の一部 ③精神障がい、内部障がい等があり、上記①・②と同程度
	※「1級（重度）」、「2級（中度）」は、手帳の等級とは異なります。また、上記①～③は、あくまで目安を示したものです。 法に定める認定基準の詳細につきましては、大分県のホームページに掲載していますので、参考にしてください。 ※手帳の交付を受けていない方で、障がいの程度が法に定める認定基準に該当する場合、手当が支給されることがあります。 ※慢性疾患等（急性白血病、悪性リンパ腫、再生不良性貧血等）で傷病が治らず、安静を必要とする状態である場合、手当が支給されることがあります。 （障がいの程度が法に定める認定基準に該当する必要があります）	
支給できない場合	以下に該当する場合は対象となりません。 - 障がい児が児童福祉施設等（保育所、通園施設、母子入所等を除きます）に入所したとき。 - 障がい児が障がいを理由とする公的年金を受けるようになったとき。 - 父母または養育者が大分市内にいないとき。（居住地での申請になります） - 対象者（父母または養育者）本人、配偶者、扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えているとき。 - 障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき。	
手当額	月額 1級（重度）58,450円（令和8年4月1日現在） 2級（中度）38,930円（ ） ※手当額は国の基準により、各年度で改正があります。	
支給月	4月・8月・11月※各月11日（その日が土・日・祝日である場合、直前の平日に支給）	
手続きに必要な書類等	(1) 戸籍謄本 * 交付後1か月以内のもの (2) 診断書（所定の様式） * 発行後2か月以内のもの ※療育手帳、身体障害者手帳をお持ちの方は条件を満たせば省略できる場合がありますのでお問い合わせ下さい。 (3) 身体障害者手帳または療育手帳（所持している方のみ） (4) 対象者（父母または養育者）名義の預金通帳（所得の最も高い保護者の名義のもの） (5) 個人番号（マイナンバー）の掲示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》 父母または養育者と対象児が別居をしている場合や、父母以外の方が養育している場合別途必要となるものがあります。障害福祉課へお問い合わせ下さい。	
受付場所	市役所障害福祉課、各支所、東部・西部保健福祉センター、各連絡所（今市除く）	

【特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限限度額表】 (円)

扶養親族等の数	本人（対象者（児））		配偶者及び扶養義務者	
	収入額（目安）	所得額	収入額（目安）	所得額
0 人	5, 252, 000	3, 661, 000	8, 319, 000	6, 287, 000
1 人	5, 728, 000	4, 041, 000	8, 586, 000	6, 536, 000
2 人	6, 203, 000	4, 421, 000	8, 799, 000	6, 749, 000
3 人	6, 668, 000	4, 801, 000	9, 012, 000	6, 962, 000
4 人	7, 090, 000	5, 181, 000	9, 225, 000	7, 175, 000
5 人	7, 512, 000	5, 561, 000	9, 438, 000	7, 388, 000

【特別児童扶養手当の所得制限限度額表】 (円)

扶養親族等の数	本人（父母または養育者）		配偶者及び扶養義務者	
	収入額（目安）	所得額	収入額（目安）	所得額
0 人	6, 420, 000	4, 596, 000	8, 319, 000	6, 287, 000
1 人	6, 862, 000	4, 976, 000	8, 586, 000	6, 536, 000
2 人	7, 284, 000	5, 356, 000	8, 799, 000	6, 749, 000
3 人	7, 707, 000	5, 736, 000	9, 012, 000	6, 962, 000
4 人	8, 129, 000	6, 116, 000	9, 225, 000	7, 175, 000
5 人	8, 546, 000	6, 496, 000	9, 438, 000	7, 388, 000

※ 6 人目以降は、1 人につき本人の場合38万円、配偶者及び扶養義務者の場合21万3千円を上記所得額に加算。

※扶養親族等が所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは本人の場合10万円、配偶者及び扶養義務者の場合（扶養親族等が1人の場合を除く）6万円、特定扶養親族等であるときは本人の場合のみ25万円を上記所得額に加算。

※判定所得額は、所得から控除を差し引いた額になります。

- ・ 所得…総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期・短期譲渡所得の金額（特別控除後）、先物取引に係る雑所得等の金額 など
- ・ 控除…社会保険料相当額（手当の種類や本人、配偶者等によって異なる）、雑損控除額、医療費控除額、配偶者特別控除額、障害者控除額、ひとり親控除額 など

(4) 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童、父または母が政令に定める障がいの状態にある家庭の児童を監護・養育する人に支給される手当です。

《お問い合わせ》 子育て支援課 TEL 097-537-5793

(5) 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が加入し、保護者に万一（死亡又は重度障がい）のことがあったときに、障がいのある方に対して終身一定額の年金が支給されます。任意加入の制度です。

対象者	次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方（年齢は問いません） (1) 知的障がい (2) 身体障害者手帳を所持し、その障がいが1級から3級までに該当する障がい (3) 精神または身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる方
加入資格	障がい者（児）の保護者であって、65歳未満であること ※ 健康状態等によっては、この制度に加入できない場合があります。
掛金	加入時期及び加入時年齢により、月額9,300円～23,300円（1口あたり） ※ 所得税・住民税の控除の対象となります。
年金支給額	月額2万円（2口加入の場合は月額4万円）
手続きに必要な書類等	(1) 加入申込書（窓口に備え付けあり） (2) 住民票の写し（申込者及び障がいのある方それぞれの分） (3) 申込者（被保険者）告知書（窓口に備え付けあり） (4) 障害証明書（窓口に備え付けあり） (5) 年金管理者指定届書（窓口に備え付けあり） (6) 身体障害者手帳または療育手帳（所持している方のみ） (7) 印かん
受付場所	市役所障害福祉課（支所での受付はできません）

《お問い合わせ》 大分県 障害福祉課 TEL 097-506-2723

大分市 障害福祉課

(6) 障害基礎年金（国の制度）

障害年金は病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

◎受給条件…それぞれ（１）～（３）の条件のすべてに該当する人が受給できます。

（１）	障がいの原因となった病気やけがの初診日（初めて医師等の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること ・国民年金加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間 ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。
（２）	障がいの状態が、障害認定日（初診日から１年６カ月を経過した日、または１年６カ月以内に症状が固定した日）または20歳に達したときに、国民年金法施行令で定める１級または２級に該当していること ※身体障害者手帳等の１級及び２級とは基準が異なります。
（３）	保険料の納付要件を満たしていること ・初診日の前日に、初診日がある月の２カ月前までの被保険者期間で、保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が３分の２以上あること ※初診日が令和18年４月１日前までにあり、65歳未満である場合は、初診日の前日において、初診日がある２カ月前までの直近１年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。 ※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後障がいが重くなり国民年金法施行令で定める１級または２級に該当する障がいの状態になったときは、65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までに請求すれば、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

◎相談・受付場所

相談・受付場所	・市役所本庁舎 1階10番 国民年金窓口 ・大分年金事務所（東津留 2-1 8-1 5）
注意事項	● 初診日に厚生年金の被保険者であった人（第２号被保険者）や、第２号被保険者に扶養されている配偶者（第３号被保険者）は、大分年金事務所（TEL 097-552-1211 自動音声案内 1 番→2 番）へお問い合わせください。 ● 初診日に共済組合の組合員であった人は、各共済組合にお問い合わせください。

《お問い合わせ》 国民年金室（TEL 097-537-5617 FAX 097-532-0705）

(7) 後期高齢者医療制度の障害認定

後期高齢者医療制度については75歳以上の高齢者のほか、65歳以上で身体障害者手帳3級以上、身体障害者手帳4級のうち音声機能の障がいまたは言語機能の障がいもしくは下肢機能障がい1号（両下肢のすべての指を欠くもの）、3号（1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）、4号（1下肢の機能の著しい障がい）をお持ちの方。療育手帳A1・A2をお持ちの方についても、申請により後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。適用を受けることにより、医療費の自己負担が軽減されることがあります。詳しくは下記へお問い合わせください。

《お問い合わせ》 大分市役所 国保年金課 (537-5736)
大分県後期高齢者医療広域連合 (534-1771)

(8) 生活保護世帯の障害者加算

身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方は、生活保護の障害者加算の認定が受けられる場合があります。

詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

《お問い合わせ》 大分市役所 生活福祉課 (537-5621)
生活福祉東部事務所 (527-2104)
生活福祉西部事務所 (541-1254)

3. 医 療

(1) 医療費の助成

障がい者（児）が、ひと月に同一の医療機関で1,000円以上の医療費を支払った場合、その自己負担額（保険診療分）を助成します。

※医療費の助成を受けることができるのは、障害者医療証の申請・交付を受けた方のみです。

◎障害者医療証の交付申請について（資格申請）	
対象者	大分市内に住民登録があり、以下の障害等級に該当する方（所得制限あり） ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A1・A2・B1・B2 ※ただし、生活保護受給中の方またはひとり親家庭等医療費助成を受給中の児童は申請できませんので、受給しなくなった際に申請してください。
手続きに必要な書類等	(1) 身体障害者手帳または療育手帳 (2) 本人名義の預金通帳 (3) 加入している健康保険の情報がわかるもの (4) 障害者医療費受給認定申請書（窓口に備え付けあり） (5) 所得・税額調査同意書（窓口に備え付けあり） (6) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）

◎医療費助成金の申請について（助成金支給申請）	
申請方法	下記①または②の方法で申請可能です。 ①医療機関で受診・支払の際に医療証を提示（申請書の提出は不要） →原則、支払月の3か月後の25日に助成金の振込 ②受診の翌月以降に、医療機関等の窓口で医療証と申請書を提出し、 「医療機関等記入欄」に証明をもらう →20日までに申請書を提出 →原則、翌月25日に助成金の振込 ※②は以下の場合に該当するときの申請方法です。 ・あんま、マッサージ、指圧、鍼灸、柔道整復、整骨院を受診した場合（保険適用） ・医療証が手元に届く以前の申請を遡って行う場合 等
手続きに必要な書類等	（上記①の場合） (1) 障害者医療証（医療機関に提示） （上記②の場合） (1) 障害者医療証 (2) 障害者医療費助成金支給申請書（医療機関記入欄に証明があるもの） (3) 加入している健康保険の情報がわかるもの
受付場所	（上記②の場合） 市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）
注意事項	・申請期間は受診の翌月から1年以内です。 【例】（令和8年4月診療分は令和9年4月末まで） ・「高額療養費」や「付加給付金」などを除いた金額を助成します ・次の内容は助成対象外です（入院時食事療養費、健康診断、予防接種、文書料、ベッドの差額代等健康保険適用外のもの）

《お問い合わせ》障害福祉課

(2) 自立支援医療(更生医療・育成医療)

障がいの状態の軽減や機能の回復を図ることを目的とした医療を指定医療機関で受けることができます。

対象者	＜更生医療＞ 18歳以上の身体障害者手帳（下記①～⑥の障がい）の交付を受けている方			
	＜育成医療＞ 身体上の障がい（下記①～⑥）を有し、その障がいを除去・軽減する手術等により確実に効果が期待できる18歳未満の児童			
	①肢体不自由 ②内部障がい			
	<table border="1"> <tr> <td>更生医療</td> <td>心臓・じん臓・小腸・肝臓</td> </tr> <tr> <td>育成医療</td> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・肝臓 ※ただし、上記以外の内部障がいについては先天性のものに限ります</td> </tr> </table>	更生医療	心臓・じん臓・小腸・肝臓	育成医療
更生医療	心臓・じん臓・小腸・肝臓			
育成医療	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・肝臓 ※ただし、上記以外の内部障がいについては先天性のものに限ります			
	③視覚障がい ④聴覚・平衡機能障がい ⑤音声・言語・そしゃく機能障がい ⑥免疫機能障がい			
制度内容	原則1割負担になります。 ただし、加入健康保険の被保険者（国民健康保険、後期高齢者医療保険の場合は加入者全員）の市民税額により、ひと月あたりの負担上限額をそれぞれ設定します。 ※生活保護受給世帯は、自己負担はありません。			
手続きに必要な書類等	(1) 自立支援医療（更生・育成）支給認定申請書（窓口に備え付けあり） (2) 自立支援医療（更生・育成）意見書（所定の様式に指定の医師が記入したもの） （窓口に備え付けあり） (3) 収入申告書（窓口に備え付けあり） (4) 身体障害者手帳（育成医療の場合は不要です） (5) 加入している健康保険の情報がわかるもの (6) 特定疾病療養受療証（人工透析の場合） (7) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》			
受付場所	市役所障害福祉課 東部・西部保健福祉センター			
注意事項	・治療内容によっては、市民税額が一定額以上の場合、自立支援医療を受給することができない場合もあります。 ・治療等の開始前までに申請が必要です。 ・指定医療機関での治療が対象となります。 ・申請後、大分県にて審査が必要な場合がありますので、決定までに1～2ヶ月程かかります。			

《お問い合わせ》 障害福祉課

4. 補装具・日常生活用具・住宅等

(1) 補装具の購入及び修理

障がいにより失われた身体機能の一部を補うための補装具費（購入・修理）を支給することで日常生活の改善を図ります。日常的・長期的に使用する補装具が対象になります。

対象者	補装具一覧							
	障がいの種類 補装具名	視覚	聴覚	肢体 不自由	心臓 呼吸器	介護 保険	児童 のみ	県判定
	視覚障害者安全つえ（白杖など）	○						
	義眼	○						
	眼鏡	○						
	補聴器		○					*
	人工内耳（音声信号処理装置の修理に限る）		○					
	車いす			○	○	○		*
	電動車いす			○	○	○		*
	歩行器			○	○	○		
	歩行補助つえ 松葉つえ ロフトランド・クラッチ 多脚つえ プラットフォームつえ			○	○	○		
	義肢（義足・義手）			○				*
	装具（下肢、靴型、体幹、上肢）			○				*
	姿勢保持装置			○				*
	座位保持いす			○			○	
	起立保持具			○			○	
	排便補助具			○			○	
	頭部保持具			○			○	
	重度障害者用意思伝達装置			○※1				*
	※1 重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者が対象							
〈対象者について〉 「介護保険」について 65歳以上（特定疾病の方は40歳以上）の方は介護保険〔レンタル〕の対象となります。 ただし、オーダーメイドが必要な方はご相談ください。 「児童のみ」について 18歳未満の児童のみ給付対象となります。 〈県判定について〉 18歳以上の場合は身体障害者更生相談所（県）での交付判定となります。 。書類判定の場合は指定の専門医師の意見書（所定の様式）が必要です。 。来所判定の場合は身体障害者更生相談所での判定となります。 身体障害者手帳の交付を受けていない難病患者の方々についても一部補装具が給付対象となります。詳しくは障害福祉課までお問合せ下さい。								
手続きに必要な書類等	(1) 補装具費支給申請書（窓口 to 備え付けあり） (2) 登録補装具業者の見積書 (3) 補装具の種類によって意見書（所定の様式）等 ※ただし、18歳未満の購入申請は毎回、意見書が必要です。 (4) 身体障害者手帳 (5) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照下さい》							
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）							
注意事項	※購入（作製）・修理前のみの事前申請受付となります。 ※世帯の市民税の課税状況により助成対象額の1割の自己負担がある場合があります。 また、市民税の課税額によっては助成が受けられない場合があります。							

《お問い合わせ》障害福祉課

(2) 日常生活用具関係

① 日常生活用具の購入

在宅の重度心身障がい者(児)に対し、障がいの種別と程度に応じて日常生活用具の購入費を給付することで日常生活の改善と便宜を図ります。

対象者	障害の区分と程度、年齢によって要件があります。詳しくは13・14ページをご参照ください。身体障害者手帳の交付を受けていない難病患者等の方々についても一部用具が給付対象となる場合があります。（詳しくは障害福祉課までお問合せください）
手続きに必要な書類等	(1) 日常生活用具購入費支給申請書（窓口に備え付けあり） (2) 購入希望業者の見積書 (3) その他必要な書類（医師の意見書（所定の様式）等） ※購入用具によって異なりますのでお問い合わせください。 (4) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）
注意事項	※購入前のみの事前申請受付となります。 ※各用具の基準上限額までが助成の対象となります。 （世帯の課税状況により助成対象額の1割の自己負担がある場合があります） ※65歳以上（特定疾病の方は40歳以上）の方は介護保険の対象となる場合があります。 ※耐用年数内における再支給は原則できません。

《お問い合わせ》障害福祉課、長寿福祉課

【日常生活用具】

65歳以上（特定疾病40～64歳）は介護保険優先

〈単位 円〉

種 類		障 害 及 び 程 度	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	8年	154,000
	特殊マット	①下肢又は体幹機能障害1級 (18歳未満に限り1、2級) ②療育手帳A1、A2 ③難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	5年 19,600
	特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害1級 ②難病患者等(※3)で自力で排尿できないもので必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	5年 67,000
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害1、2級	原則として3歳以上	5年 82,400
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で寝たきりの状態にあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	5年 15,000
	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で下肢又は体幹機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	4年 159,000
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害1、2級	原則として3歳以上	5年 33,100
自立生活支援用具	訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障害1、2級(児のみ) ②難病患者等(※3)で下肢又は体幹機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 159,200
	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能障害 ②難病患者等(※3)で入浴に介助を有し必要と認められるもの ※4	原則として3歳以上	8年 90,000
	便器	①下肢又は体幹機能障害1、2級 ②難病患者等(※3)で常時介助を要し必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 9,850
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のもの 又は療育手帳A1、A2で癲癇の発作等により頻繁に転倒するもの		3年 ※1
	T字状・棒状のつえ	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 ②難病患者等(※3)で下肢が不自由で必要と認められるもの ※4		4年 3,000
	移動・移乗支援用具	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 ②難病患者等(※3)で下肢が不自由で必要と認められるもの ※4		8年 60,000
	特殊便器	①上肢障害1、2級 ②療育手帳A1、A2 ③難病患者等(※3)で上肢機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	8年 151,200
	火災警報器	①障害等級1、2級又は療育手帳A1、A2のもの ②火災発生の感知・避難が困難な難病患者等(※3) ※4		8年 15,500
	自動消火器	①障害等級1、2級又は療育手帳A1、A2のもの ②火災発生の感知・避難が困難な難病患者等(※3) ※4		8年 28,700
	電磁調理器	①視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②療育手帳A1、A2	原則として18歳以上の者	6年 41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害1、2級	原則として学齢児以上	10年 7,000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害1、2級		10年 87,400
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害1、3級 (自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行うもの)	原則として3歳以上	5年 51,500
	ネブライザー(吸入器)	①呼吸器機能障害1、3級 ②①と同程度の身体障害者であって必要と認められるもの ※4 ③難病患者等(※3)で呼吸器機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4	原則として学齢児以上	5年 36,000
	電気式たん吸引器(自動吸引システム含む)	①呼吸器機能障害1、3級 ②①と同程度の身体障害者であって必要と認められるもの ※4 ③難病患者等(※3)で呼吸器機能に障がいがあり必要と認められるもの ※4 ※自動吸引システムの場合、必ず意見書が必要	原則として学齢児以上	5年 56,400 (自動吸引システムの場合120,000)
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) ※4	①呼吸器又は心臓機能障害1、3級 かつ人工呼吸器の装着が必要なもの、又は気管カニューレ等の装着を行っているもの、もしくは酸素吸入を行っているもので必要と認められるもの ※4 ②難病患者等(※3)で人工呼吸器の装着が必要なもの、又は気管カニューレ等の装着を行っているもの、もしくは酸素吸入を行っているもので必要と認められるもの ※4		5年 100,000
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳を所持しており、在宅酸素療法を行うもの		10年 17,000
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として学齢児以上	5年 9,000
	視覚障害者用体重計	視覚障害1、2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として学齢児以上	5年 18,000
	視覚障害者用血圧計	視覚障害1、2級	原則として18歳以上の者	5年 12,000
	カフ圧調整器	①身体障害者手帳を所持しており、気管カニューレを装着しているもので当該用具の装着効果があり、必要と認められるもの ※4 ②難病患者等(※3)で気管カニューレを装着しており、当該用具の装着効果があり、必要と認められるもの ※4		5年 98 000

(単位 円)

種 類		障 害 及 び 程 度		耐用年数	基準額
情報 意思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	①音声機能又は言語機能障害者 ②肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	原則として学齢児以上	5 年	98,800
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢障害 1、2 級(周辺機器や支援ソフトを使用しなければ、パソコン等の利用が困難なもの)	原則として学齢児以上	5 年	100,000
	点字ディスプレイ	①視覚障害 1、2 級 ②視覚障害及び聴覚障害の重複障害がある者で、視覚障害と聴覚障害で認定された障害等級が 1、2 級		6 年	383,500
	点字器	視覚障害者		5 年	10,400
	点字タイプライター	視覚障害 1、2 級(原則として就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるもの)		5 年	63,100
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害 1、2 級	原則として学齢児以上	6 年	85,000
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害 1、2 級	原則として学齢児以上	6 年	99,800
	視覚障害者用読書器	視覚障害者(本装置により文字等を読むことが可能になるもの)	原則として学齢児以上	8 年	198,000
	視覚障害者用時計	視覚障害 1、2 級	原則として学齢児以上	10 年	13,300
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害 1、2 級	原則として学齢児以上	6 年	29,000
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声発語に著しい障害を有するもの (コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの)	原則として学齢児以上	5 年	71,000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの		6 年	88,900
	人工喉頭	喉頭摘出者であって音声機能又は言語機能障害者		5 年	71,000
	視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用)	視覚障害者	原則として学齢児以上		1,030,000
	点字図書	視覚障害者			
	人工内耳用体外機(スピーチプロセッサ)	聴覚障害者(児)であって、現に装用している体外機(スピーチプロセッサ)が装用後 5 年間を経過しているもの(医療保険、動産保険等の他制度で助成対象となる場合を除く。)		5 年	1,000,000
	人工内耳用電池	聴覚障害者(児)であって、人工内耳を装用しているもの		1 月	2,000
	人工鼻(埋込型用人工鼻)	喉頭摘出者であって音声機能又は言語機能障害者(常時埋込型用人工鼻を使用するものに限る) (医療保険等の他制度で助成対象となる場合を除く。)		1 月	23,100
暗所視支援眼鏡 ※4	①視覚障害がある者であって、当該用具の装用効果があり必要と認められるもの ※4 ②難病患者等(※3)であって、当該用具の装用効果があり必要と認められるもの ※4		8 年	395,000	
排泄 管理 支 援 用 具	ストーマ用装具(消化器系、尿路系、消化器系・尿路系)(洗腸用具を含む。)	ぼうこう機能又は直腸機能もしくは小腸機能障害があり、ストーマ造設者(一時的な造設を除く。)			
	紙おむつ等 ※4(初回申請時のみ)	自力での排泄または介助による定時排泄が困難なもので、以下のいずれかの要件をみたすもの。 ①先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のあるもの ②先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの ③脳原性運動機能障害(出生からおおむね 3 歳未満で発症した非進行性の脳病変による)により、排尿または排便の意思表示が困難なもの ④療育手帳 A1、A2 ⑤両上肢機能全廃 1 級かつ両下肢機能全廃 1 級又は体幹機能障害(座位不能) 1 級	原則として 3 歳以上	1 月～12 月 (1 月ずつでの申請が可能)	※2
	収尿器	①下肢又は体幹機能障害があり、高度の排尿機能障害者 ②ぼうこう機能障害があり、高度の排尿機能障害者		6 ヶ月	8,500
改住 修 費 宅	居室生活動作補助用具	P 16 参照			200,000

(単位 円)

※1 頭部保護帽

A スポンジ及び革を主材料に製作 ----- 15,200

B スポンジ、革、及びプラスチックを主材料に製作 ----- 36,750

※2 ストーマ用装具、紙おむつ等 (1 か月分)

◎消化器系 ----- 9,500

◎尿路系 ----- 12,500

◎消化器・尿路系 ----- 22,000

◎紙おむつ等 ----- 12,000

※3 難病患者等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に規定する特殊の疾病に該当するもの

※4 意見書が必要

② 居宅生活動作補助用具の給付（住宅改修費）

在宅の身体障がい者（児）のための改修工事費（用具の購入を含む）の一部を補助します。

対象者	(1) 下肢、体幹機能障がい、障害等級１～３級の人 (2) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい、障害等級１～３級の人（移動機能障がいに限ります） (3) 肢体不自由のみの総合等級１、２級でかつ、下肢・体幹機能障がいを有する人 (4) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいを有する人 ※ただし、児童については学齢期以上の身体障がい児で、上記に該当するもの
住宅改修場所	(1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替 (5) 洋式便器等への便器の取替 (6) 上記(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事
手続きに必要な書類等	(1) 日常生活用具購入費支給申請書（窓口に備え付けあり） (2) 身体障害者手帳の写し (3) 工事見積書 (4) 改修場所の見取図等 (5) 改修工事前の写真（ポラロイドは不可） (6) 自己所有以外の場合は家主の改修承諾書 (7) 医師意見書（対象者(4)に該当する場合）
受付場所	市役所障害福祉課（各支所、東部・西部保健福祉センターでは書類受付のみ）
注意事項	※改修工事の着工・施工前の申請が必要です。 ・本制度は現在お住まいの住宅につき、１回限りとなります。 ・総工事費の20万円までが助成の対象となります。 （世帯の課税状況により助成対象工事費の１割自己負担がある場合があります。） ・自己負担は業者への委任払い（業者へ自己負担分のみ支払う）となります。 ・65歳以上（特定疾病の方は40歳以上）の方は介護保険の対象となります。 ・65歳未満の生活保護受給者の方は障害福祉サービス優先となります。

《お問い合わせ》障害福祉課



(3) 住宅設備改造費の補助

在宅の心身障がい者（児）のために住宅設備を改造する場合、その費用の一部を補助します。

対象者	下記の①～⑤に該当する身体障害者手帳（１～３級）を所持している人。もしくは療育手帳（Ａ１・Ａ２）を所持している人。		
	①	下肢・体幹機能障がい度で１～３級の方	
	②	乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい度で１～３級の方	
	③	肢体不自由のみの総合等級１、２級でかつ下肢・体幹機能障がいのある方	
	④	視力・視野障がいがあり総合等級１、２級の方（この場合の補助対象は段差解消・手すり床又は通路面の材料の変更のみ）	
⑤	内部障がい（心臓・呼吸器等）が１、３級でかつ下肢・体幹機能障がい１～６級のある方		
補助費	区 分	身体障害１・２級 及び療育手帳Ａ１・Ａ２	身体障害３級
	介護保険の住宅改修費又は身体障害者日常生活用具の住宅改修費等の支給対象者	補助対象工事費から介護保険の住宅改修費又は身体障害者日常生活用具の住宅改修費等を差し引いて、３分の１（千円未満切り上げ）を引いた額。 ただし、補助上限額は66万6千円※①	補助対象工事費から介護保険の住宅改修費又は身体障害者日常生活用具の住宅改修費等を差し引いて、３分の１（千円未満切り上げ）を引いた額。 ただし、補助上限額は20万円※②
	上記以外の者	補助対象工事費から３分の１（千円未満切り上げ）を引いた額。 ただし、補助上限額は80万円※③	補助対象工事費から３分の１（千円未満切り上げ）を引いた額。※③ ただし、補助上限額は33万3千円※④
	※生活保護受給者は※①100万円、※②30万円、※③120万円、※④50万円となります。		
手続きに必要な書類等	(1) 身体障害者手帳または療育手帳の写し (2) 工事見積書 (3) 改造場所の見取り図等 (4) 改造前の写真（ポラロイド不可） (5) 改造住宅周辺地図 (6) 申請書（窓口に備え付けあり） (7) 所得・税額同意書（窓口に備え付けあり） (8) 改造理由および現況図 (9) 自己所有以外の場合家主の改造承諾書（窓口に備え付けあり）		
受付場所	市役所障害福祉課（各支所、東部・西部保健福祉センターでは書類受付のみ）		
注意事項	※改造工事の着工・施工前の申請が必要です。 ・すでに改造されている場合は対象になりません。 ・補助金は償還払い（一時的に業者へ全額支払う必要があります）となります。 ・年度内で完了する必要があるため、申請時期によっては受付ができない場合があります。 ・障がいに応じた改造をすることを条件とします。 ・新築・増築は対象外です。 ・現在お住まいの住宅につき、１回限りの対象となります。 ・予算に限りがあるため、受付できないことがあります。（受付は先着順となります） ・課税状況により対象とならない場合があります。		

《お問い合わせ》 障害福祉課

(4) 斜視・弱視児童矯正眼鏡購入費等の助成

中学生以下の児童が斜視・弱視用矯正眼鏡(コンタクトレンズを含む)を購入、改良、修理する場合、その費用を助成します。

対象者	医師の判断により、斜視又は弱視と診断され、かつ、身体障害者手帳の交付を受けていない中学生以下の児童
助成金	2万円を限度とします。 ※世帯の市民税の課税状況により助成対象額の1割の自己負担がある場合があります。
手続きに必要な書類等	(1) 医師の処方箋(斜視・弱視用矯正眼鏡と記載のあるもの) (2) 領収書(斜視・弱視用矯正眼鏡と記載のあるもの) ※購入から1年以内に限られます。 (3) 保護者名義の預金通帳 (4) 斜視・弱視児童矯正眼鏡購入費等助成申請書(窓口に備え付けあり) (5) 所得・税額調査同意書(窓口に備え付けあり) (6) 請求書(窓口に備え付けあり)
受付場所	市役所障害福祉課(支所での受付はできません)
注意事項	※加入医療保険等で適用になる場合は該当しません。 (詳しくは加入医療保険等に問い合わせください) ※9歳未満児は、原則加入医療保険からの給付となります。 ※児童1人につき、年度に1回のみ申請となります。 (9歳未満児は、加入医療保険から療養費の給付を受けた場合、自己負担分が子ども医療費の助成対象となります。詳しくは、子育て支援課給付医療費助成担当班 TEL 537-5796へお問い合わせください)

《お問い合わせ》障害福祉課

(5) 軽度・中度聴覚障がい児補聴器購入費等の助成

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童が補聴器を購入・修理する場合、その費用を助成します。

対象者	両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童
助成金	購入金額の3分の2を上限とします。 ※ただし、助成限度額があります。
手続きに必要な書類等	(1) 難聴児補聴器購入費助成金交付申請書(窓口に備え付けあり) (2) 難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書(窓口に備え付けあり) (3) 業者の見積書
受付場所	市役所障害福祉課(支所での受付はできません)
注意事項	・市民税の課税額によっては助成が受けられない場合があります。 ・購入前のみ受付となります。

《お問い合わせ》障害福祉課

(6)大分市医療的ケア児・者非常用発電装置等の購入費補助

在宅で医療的ケアが必要な方に対して、災害時にも必要となる電源を確保するため、非常用発電装置等の購入費にかかる補助金を交付します。

●大分市医療的ケア児・者非常用発電装置等整備事業の概要

対象者	以下の1、2を満たす方 1 <u>大分市に住所を有する方</u> (医療機関等に入院中、障害者支援施設等に入所中の方は対象外) 2 <u>下記の①～⑥の医療的ケアのうち、いずれかを要する子ども及び成人</u> ① 人工呼吸器の使用（NPPV、ネイザルハイフロー、パーカッションベンチレーター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む） ② 酸素療法 ③ 経管栄養（持続経管注入ポンプ使用のみ） ④ 中心静脈カテーテル（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など） ⑤ 上記以外の注射管理（持続皮下注射ポンプ使用のみ） ⑥ 自宅における継続した透析（在宅血液透析や腹膜透析）
対象用具	1. 発電機 2. ポータブル電源 3. カーインバーター のいずれか
補助金の額	120,000円（上限額）
利用者負担	なし（上限額を超える分は自己負担）
提出書類	・大分市医療的ケア児非常用発電装置等整備事業費補助金交付申請書 ・医療的ケアを確認できる資料（医師の指示書の写し等）（事前にご相談ください） ・購入する用品の見積書および用品の種類が分かる資料 ・誓約書
受付場所	市役所障害福祉課（支所での受付はできません）
注意事項	・購入前の事前申請となります。 ・購入できる用具は1つ限りです。 ・補助回数は5年に1回です。

《お問い合わせ》障害福祉課

5. タクシー券の交付

大分市に住所を有する重度心身障がい者（児）に、タクシー利用券を交付します。

- * 【有料道路通行料金の割引】（P 22）、【自動車税・軽自動車税の減免】（P 23）を受けていないことが条件となります。（どちらか一方を受けていると、交付はできません）
- * 自動車税・軽自動車税の減免を受けていた方は、タクシー券交付申請前に、当該免除申請先に消印をもらってください。

対象者	《普通タクシー（旧：小型タクシー）》 ①視覚１・２級 ②肢体不自由１・２級（上肢障がいのみを除く） ③内部１級 ④知的障がいＡ１・Ａ２ 《福祉タクシー・リフト付福祉タクシー》※車いす常用の場合のみ ①肢体不自由１・２級（上肢障がいのみを除く） ②内部１級						
支給内容	<table border="1"> <tr> <td>普通タクシー（旧：小型タクシー）利用１回につき１,５００円まで</td><td> （年間 １００円券 ５０枚） （ ４００円券 ４５枚） </td></tr> <tr> <td>福祉タクシー 利用１回につき７,０００円まで</td><td> （年間 １００円券 ６０枚） （ ４００円券 １００枚） （ １,０００円券 ４０枚） </td></tr> <tr> <td>リフト付福祉タクシー 利用１回につき９,０００円まで</td><td> （年間 １００円券 ６０枚） （ ５００円券 ５０枚） （ １,０００円券 １００枚） </td></tr> </table>	普通タクシー（旧：小型タクシー）利用１回につき１,５００円まで	（年間 １００円券 ５０枚） （ ４００円券 ４５枚）	福祉タクシー 利用１回につき７,０００円まで	（年間 １００円券 ６０枚） （ ４００円券 １００枚） （ １,０００円券 ４０枚）	リフト付福祉タクシー 利用１回につき９,０００円まで	（年間 １００円券 ６０枚） （ ５００円券 ５０枚） （ １,０００円券 １００枚）
普通タクシー（旧：小型タクシー）利用１回につき１,５００円まで	（年間 １００円券 ５０枚） （ ４００円券 ４５枚）						
福祉タクシー 利用１回につき７,０００円まで	（年間 １００円券 ６０枚） （ ４００円券 １００枚） （ １,０００円券 ４０枚）						
リフト付福祉タクシー 利用１回につき９,０００円まで	（年間 １００円券 ６０枚） （ ５００円券 ５０枚） （ １,０００円券 １００枚）						
注意事項	・障がい者ひとりにつき年間１回の交付となります。 ・紛失等による再交付はできません。 ・１回の乗車につき、普通タクシー券は１,５００円まで、福祉タクシーは７,０００円まで、リフト付福祉タクシーは９,０００円まで利用できます。 ※ただし、タクシーの運賃を上回る額のタクシー利用券の使用はできません。 ・利用券を利用するときは必ず障害者手帳と表紙付きのタクシー券を提示し、タクシー券の利用上限額をタクシー運転手と確認してください。乗降介助や迎車料金には利用できません。 ・タクシーの利用目的に制限はありません。（余暇活動等にも利用できます。） ・交付を受けた障がい者本人が乗車していれば、他に同乗者がいる場合でもタクシー券を利用できます。 ・１０月１日以降に対象（手帳新規交付等）となった場合は、その年度については半券の交付となります。 ・利用できるタクシーは、タクシー券裏面に記載されている業者に限ります。 ・利用券の種類の変更は年度につき１回のみ可能です。 ・他人に譲渡したり、不正に使用したときは、利用金額の返還及び２年間交付が受けられなくなる場合があります。 ・『（軽）自動車税の減免』を、年度途中で自動車の廃車や運転免許証の返還などにより取り消しをした際、タクシー券の交付が出来る場合があります。						
手続きに必要な書類等	(1) 身体障害者手帳・療育手帳（コピー不可） (2) 障がい者タクシー利用券交付申請書（窓口に備え付けあり）						
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）						

《お問い合わせ》障害福祉課

6. 自動車（改造費・免許取得費）の補助

（１）自動車改造費の補助

就労等に伴い、身体障がい者が自ら所有し運転する自動車の操行装置等を改造する必要がある場合、その費用の一部を補助します。

対象者	身体障害者手帳所持者（所得制限があります）
補助額	自動車の改造に直接要する費用で、10万円を限度とします。
手続きに必要な書類等	(1) 申請書(窓口 to 備え付けあり) (5) 改造前の写真(ポラロイドは不可) (2) 改造部分の見積書 (6) 車検証 (3) 身体障害者手帳 (7) 所得・税額調査同意書(窓口 to 備え付けあり) (4) 運転免許証 ※ 交付決定後、領収書の写し、改造後の写真、完成届、請求書の提出が必要
受付場所	市役所障害福祉課（支所での受付はできません）
注意事項	※ 改造前に申請が必要です。すでに改造されている自動車は対象になりません。 ※ 障がいに応じた改造をすることを条件とします。 ※ 予算に限りがあるため、受付できないことがあります。 （受付は先着順です）

《お問い合わせ》障害福祉課

（２）自動車運転免許取得補助

身体障害者手帳を所持している人が運転免許を取得するとき、その費用の一部を補助します。

対象者	身体障害者手帳所持者
免許の種類	第1種普通自動車運転免許の取得に限られます。
補助額	免許取得に要した費用の3分の2以内で10万円を限度とする。
手続きに必要な書類等	(1) 申請書兼実績報告書(窓口 to 備え付けあり) (4) 入学金、教習料の料金表 (2) 請求書(窓口 to 備え付けあり) (5) 入学金、教習料の領収書の写し (3) 運転免許証 (6) 身体障害者手帳
受付場所	市役所障害福祉課（支所での受付はできません）
注意事項	※ 免許取得後6か月以内に申請してください。 ※ 予算に限りがあるため、受付できないことがあります。 （受付は先着順です）

《お問い合わせ》障害福祉課

（３）自動車運転免許取得補講料補助

上記の「自動車運転免許取得補助」制度を受けられた人を対象に、免許取得に要した費用のうち「補講料」について3万円を限度に補助します。

対象者	上記自動車運転免許取得補助を受けた人
手続きに必要な書類等	(1) 補講証明書 (3) 補講料の領収書の写し (2) 運転免許証
受付場所	市役所障害福祉課（支所での受付はできません）
注意事項	※ 免許取得後6か月以内に申請してください。 ※ 予算に限りがあるため、受付できないことがあります。 （受付は先着順です）

《お問い合わせ》障害福祉課

7. 減免制度・割引等

(1) 所得税、市民税・県民税等の控除

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けると税の控除が受けられます。

※12月31日までに身体障害者手帳の交付を受けていない人であっても、手帳の交付を申請中であることや医師の診断書を有する等の場合は、障害者控除の対象となります。

税の種類	区分・内容	所得控除額	所得控除額加算	お問い合わせ先
所 得 税	【特別障害者控除】 身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A 1、A 2	4 0 万円	同居の扶養親族 又は同一生計配 偶者が特別障害 者の場合 35万円を加算	大分税務署 TEL 097-532-4171
	【普通障害者控除】 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 1、B 2	2 7 万円		
	【小規模企業共済等掛金控除】 心身障害者扶養共済制度の掛金	掛 金 額		
市 民 税 ・ 県 民 税	【特別障害者控除】 身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A 1、A 2	3 0 万円	同居の扶養親族 又は同一生計配 偶者が特別障害 者の場合 23万円を加算	市民税課 TEL 097-537-5729 097-537-5730
	【普通障害者控除】 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B 1、B 2	2 6 万円		
	【小規模企業共済等掛金控除】 心身障害者扶養共済制度の掛金	掛 金 額		

相続税についても控除がありますので、詳しくは、大分税務署へお問い合わせください。

(2) NHK放送受信料の減免

区 分	全 額 免 除	半 額 免 除
対象者	(1) 身体障害者手帳を所持している人がいる世帯で、かつ、同住所別世帯の方を含む同居の方全員が個人市民税・県民税非課税の世帯 (2) 療育手帳を所持している人がいる世帯で、かつ、同住所別世帯の方を含む同居の方全員が個人市民税・県民税非課税の世帯	(1) 受信契約者が世帯主で視覚または聴覚障がい者 (2) 受信契約者が世帯主で1・2級の身体障がい者 (3) 受信契約者が世帯主で、A1・A2の知的障がい者
手続きに必要な書類等	(1) 身体障害者手帳または療育手帳 (2) <u>15歳以上の同居の方全員(同住所別世帯の方を含む)が個人市民税・県民税非課税であることの確認できる最新年度の市民税・県民税課税証明書(※同住所別世帯の方の市民税・県民税課税証明書の取得には委任状等が必要です)</u> (3) 印かん	(1) 身体障害者手帳または療育手帳 (2) 印かん <u>※手数料(300円)が必要です。</u>

※市役所障害福祉課、各支所、東部・西部保健福祉センター、各連絡所(今市除く)で減免の証明を発行します。

《お問い合わせ》障害福祉課、

NHK大分放送局営業部 TEL 097-533-2830

(3) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を所持している人が有料道路を利用するとき、通行料金が割引になります。障がい者割引を受けるためには、事前に登録することが必要です。

※「タクシー券の交付(P19)」を受けていないことが条件です。

※「タクシー券」への変更は年度につき1回のみ可能です。

対 象	・身体障害者手帳（1種）または、療育手帳（A1、A2）を所持する方 ・身体障害者手帳（2種）を所持する方（本人運転に限る）	
対象自動車の範囲	E T Cを利用する場合	
	障がい者一人につき、下記①及び②の要件を満たす車両いずれか1台を事前に登録し、その登録車両のみが割引の対象となります。 ①障がい者本人、親族又は日常的に介護している者が所有する車であること ②車の車検証の「自家用・事業用の別／適否」欄に「自家用」と記載されているもの（事業用と記載されている場合、対象となりません）のうち 【乗用自動車】・・・「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。（軽自動車も対象となります。） 【貨物自動車】・・・「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの。 【特殊用途自動車】・・・「用途」欄に「特殊」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。 【二輪自動車】・・・総排気量が125ccを超えるもの。 ※レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は割引の対象となりません。	
	E T Cを利用しない場合	
	上記①及び②の要件を満たす車両に加えて、知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー・福祉有償運送車両（第1種）等も対象になります。	
割引率	50%	
割引有効期限	・新規申請…障がい者の方の2回目の誕生日まで ・変更申請… 〃 2回目の誕生日まで ・更新申請… 〃 3回目の誕生日まで(有効期限の2か月前から更新申請できます)	
登録手続きに必要な書類等	E T Cを利用する場合	(1) 身体障害者手帳又は療育手帳 (2) 登録する車の車検証又は電子車検証かつ自動車検査証記録事項 (3) 運転免許証（身体障害者手帳第2種をお持ちの方） (4) E T Cカード （障がい者が20歳以上の場合本人名義） (5) 車載器セットアップ申込書・証明書等 （車載器管理番号が確認できるもの）
	E T Cを利用しない場合	(1) 身体障害者手帳又は療育手帳 (2) 運転免許証（身体障害者手帳第2種をお持ちの方）

※障害福祉課、各支所、東部・西部保健福祉センター、各連絡所（今市除く）で登録手続きができます。

《お問い合わせ》

障害福祉課・西日本高速道路株式会社 N E X C O（ネクスコ）西日本お客様センター

TEL 0120-924863 又は06-6876-9031

(4) 自動車税、軽自動車税の減免

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たす場合の申請により、自動車税、軽自動車税の減免を受けることができます。

一定の要件については、下記のフローチャートに従い、表1～表2を確認してください。

※ 注意事項

- ① タクシー券の交付(P19)を受けていないこと。(自動車税等の減免を受ける場合には、タクシー券の返還が必要です。)
- ② 減免の対象となる自動車は、障がい者1人につき1台です。
- ③ 事業用車両は、減免の対象になりません。
- ④ すでに減免を受けていて次の事由に該当する場合は直ちに届出をしてください。
 - ・ 自動車を障がい者のために使用しなくなった
 - ・ 障がい者が亡くなった
 - ・ 自動車を替えた
 - ・ 運転者が障がい者と生計を一に(常時介護)しなくなった 等
- ⑤ 自動車税については、申請月からの月割減免があります。ただし、自動車税は当該年度の4月1日時点の所有者に課税されるため、年度途中で障がい者の方の名義に変更した場合は、月割減免の対象とはなりません。
- ⑥ 軽自動車税については、納税通知書が届いてから納期限までに減免の申請をしてください。また、軽自動車税の月割減免はありません。当該年度の4月1日(軽自動車税の課税基準日)に表1～表2の手帳を所持していない場合は減免対象外です。

フローチャート

※ 軽自動車のためのフローチャート

※ 普通自動車については、大分県税事務所自動車税管理室にお問い合わせください。

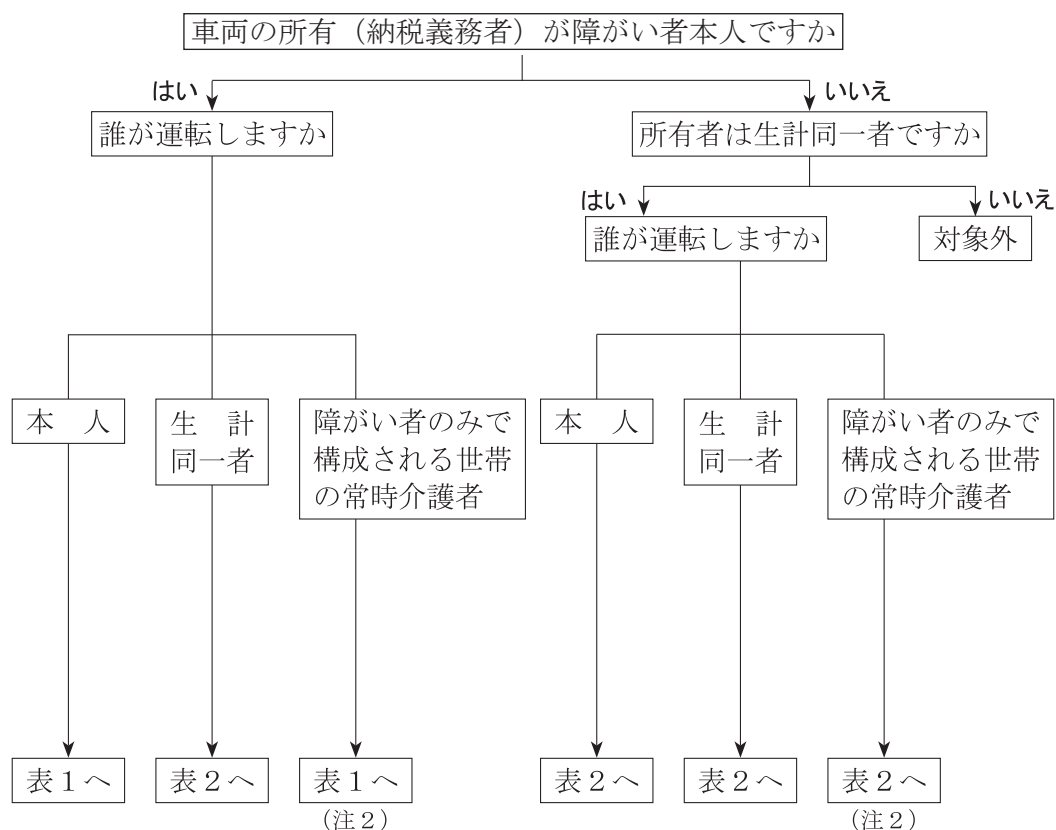


表1 ・障がい者本人が所有し、障がい者本人が運転する場合
 ・障がい者のみで構成されている世帯で、障がい者本人が所有し常時介護する者(注2)が運転する場合(注2)

対象となる障がいの程度	手帳の種類		障がい等級(障がいの程度) (※2)	
	障がい区分			
	視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	
	聴覚障害		2級及び3級	
	平衡機能障害		3級	
	音声機能障害		3級(喉頭が摘出された場合に限る。言語機能又はそしゃく機能の喪失は除く。)	
	上肢不自由		1級及び2級又は3級の障がいがある場合(※3)	
	下肢不自由		1級から6級までの各級又は7級の障がいがある場合(※3)	
	体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	
	身体障害者手帳(※1)	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
			移動機能	1級から6級までの各級
		心臓機能障害		1級及び3級
		じん臓機能障害		1級及び3級
		呼吸器機能障害		1級及び3級
		ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
		小腸の機能障害		1級及び3級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
		肝臓機能障害		1級から3級までの各級
		療育手帳		A1及びA2(次回判定年月の到達以前であること)
	※1 身体障害者手帳に「再認定審査年月」の記載がある場合は「再認定審査年月」の到達以前であると。			
※2 障がい等級は、手帳の総合等級ではなく、「障がい区分」ごとの障がい等級により判断します。				
※3 「上肢不自由3級」「下肢不自由7級」各級の中で複数の障がいがあるときは、1級上の級として判断し減免の対象となる場合があります。				
申請窓口	自動車税	大分県税事務所 自動車税管理室 大分市大津町3-4-13 交通会館2階 TEL 097-552-1121		
	軽自動車税	大分市役所 税制課(第2庁舎3階) TEL 097-537-7314 東部・西部資産税事務所、各支所、本神崎・一尺屋連絡所		
※減免額等詳細につきましては、上記各申請窓口へお問い合わせください。				
減免申請に必要な書類等	【自動車税】 減免申請に必要な書類等は上記各申請窓口へお問い合わせください。		【軽自動車税】 (1) 身体障害者手帳、療育手帳 (2) 運転者の運転免許証 (※ マイナ免許証の場合は、「マイナポータル」もしくは「マイナ免許証読み取りアプリ」から免許情報の確認ができる画面を提示していただく必要があります。) (3) 自動車検査証 (4) 納税通知書(納めずにご持参ください。) (5) 納税義務者の「個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)」 (6) 来庁者の「身元確認書類(マイナンバーカードなど)」 (7) 『常時介護証明書』(注2) ※申請は、納税通知書が届いてから納期限までにしてください。	

- 表2 ・障がい者本人が所有し、生計を一にする者が運転する場合(注1)
 ・生計を一にする者が所有し、障がい者本人が運転する場合(注1)
 ・生計を一にする者が所有し、生計を一にする者が運転する場合(注1)
 ・生計を一にする者が所有し、障がい者のみで構成される世帯の常時介護する者が運転する場合(注1)(注2)

対象となる障がいの程度	手帳の種類		障がい等級(障がいの程度) (※2)	
	障がい区分			
	身体障害者手帳 (※1)	視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
		聴覚障害		2級及び3級
		平衡機能障害		3級
		音声機能障害		3級(喉頭が摘出された場合に限る。言語機能又はそしゃく機能の喪失は除く。)
		上肢不自由		1級及び2級又は3級の障がいがある場合(※3)
		下肢不自由		1級から3級までの各級又は4級の障がいがある場合(※3) 4級から6級までの各級又は7級の障がいがある場合(※3)で他の障害を重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級(※4)
		体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
		乳幼児期以前の 非進行性脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級及び2級
			移動機能	1級から3級までの各級 4級から6級までの各級で他の障害を重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級又は2級(※4)
		心臓機能障害		1級及び3級
		じん臓機能障害		1級及び3級
		呼吸器機能障害		1級及び3級
		ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
		小腸の機能障害		1級及び3級
		ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級から3級までの各級
		肝臓機能障害		1級から3級までの各級
		療育手帳		A1及びA2(次回判定年月の到達以前であること)
		※1 身体障害者手帳に「再認定審査年月」の記載がある場合は「再認定審査年月」の到達以前であること。 ※2 障がい等級は、手帳の総合等級ではなく、「障がい区分」ごとの障がい等級により判断します。 ※3 「上肢不自由3級」「下肢不自由4級」「下肢不自由7級」各級の中で複数の障がいがあるときは、1級上の級として判断し減免の対象となる場合があります。 ※4 下肢若しくは移動機能の6級までの障がいを含み、他の障がいを重複する場合は、身体障害者手帳の総合等級が1級又は2級の方も対象となります。		
申請窓口		自動車税	大分県税務事務所 自動車税管理室 大分市大津町3-4-13 交通会館2階 TEL 097-552-1121	
	軽自動車税	大分市役所 税制課(第2庁舎3階) TEL 097-537-7314 東部・西部資産税事務所、各支所、本神崎・一尺屋連絡所		
※減免額等詳細につきましては、上記各申請窓口へお問い合わせください。				
減免申請に必要な書類等	【自動車税】 減免申請に必要な書類等は 上記各申請窓口へ お問い合わせください。	【軽自動車税】 (1) 身体障害者手帳、療育手帳 (2) 運転者の運転免許証 (3) 自動車検査証 (4) 納税通知書(納付をしないでください) (5) 納税義務者の「個人番号確認書類(個人番号カードなど)」 (6) 来庁者の「身元確認書類(運転免許証など)」 (7) 『生計同一証明書』『常時介護証明書』(車の所有者・運転者が障がい者と別居している場合)(注1)(注2) ※申請は、納税通知書が届いてから 納期限までに行ってください。		

（注 1）軽自動車税の減免に係わる『生計同一証明書』について

生計同一者が障がい者と住民票上同一住所の場合は『生計同一証明書』は不要です。
車の所有者、運転者が障がい者と別居している場合のみ必要です。

発行窓口は、市役所障害福祉課です。各支所等では取り扱いがありませんので、ご注意ください。

なお、生計同一証明書の発行要件は下記①及び②です。

① 運転者または所有者が生計同一者であること。

なお、「生計同一者」とは、所得税法上の「生計を一にする」と同義であり、同一の生活共同体に属して日常生活の資を共にしている方です。具体的には、所得税法上の扶養控除の対象であること等により判断します。

② 当該軽自動車を障がい者の通学、通院、通所若しくは生業（※1）のために、月2回以上かつ全運行日数の8割以上使用していること。

（※1）「通学、通院、通所若しくは生業」とは次のとおりです。

「通学」	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校（国、地方公共団体、学校法人が設置する学校）に通うこと。
「通院」	治療・機能維持回復などのために医療法上の医療機関に通うこと。（障がいとの関連は問わないが、慢性疾患等で長期間の通院を要する）
「通所」	次の施設に通うこと。 ・ 障害者総合支援法の規定による通所サービスを行う事業所及び地域活動支援センター ・ 身体障害者福祉法に規定する通所施設 ・ 児童福祉法に規定する障がい児のための通所施設 ・ 児童福祉法に規定する保育所 ・ その他の施設等 職業訓練施設、手話教室、予備校等長期間に及ぶもので、障がい者の社会復帰に必要と考えられるもの。（老人福祉施設・介護施設は除く）
「生業」	自己の生活を維持するための収入を得ること。

※なお、障害者総合支援法、児童福祉法に規定する入所施設（グループホーム、盲、ろう、特別支援学校の寄宿舎を含む）に入所中の方及び医療機関に入院中の方で継続して月1回程度以上帰宅する場合は通院・通所等とみなします。

市役所障害福祉課で発行する『生計同一証明書』の手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳
- ・ 運転者の運転免許証
（※マイナ免許証の場合は、「マイナポータル」もしくは「マイナ免許証読み取りアプリ」から免許情報の確認ができる画面を提示していただく必要があります。）
- ・ 自動車検査証
- ・ 300円（証明発行手数料）

※軽自動車税減免申請の期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。

(注 2) 軽自動車税(種別割)の減免に係わる『常時介護証明書』について

発行窓口は、市役所障害福祉課です。各支所等では取り扱いがありませんので、ご注意ください。
なお、常時介護証明書の発行要件は下記①及び②です。

① 運転者が常時介護者であること。

なお、「常時介護者」とは、障害者手帳を交付されている方のみで構成されている世帯の障がい者のために1年以上、週3日程度以上当該軽自動車を運転する方です。

② 対象となる軽自動車を障がい者(児)の通学、通院、通所、若しくは生業(※ 2)のために使用していること。

★なお、当該軽自動車の所有者が生計を一にする方の場合、障害福祉課が発行する「生計同一証明書」も併せて必要です。(※P26②の発行要件を満たすこと)

(※ 2) 「通学、通院、通所若しくは生業」とは次のとおりです。

「通学」	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校（国、地方公共団体、学校法人が設置する学校）に通うこと。
「通院」	治療・機能維持回復などのために医療法上の医療機関に通うこと。（障がいとの関連は問わないが、慢性疾患等で長期間の通院を要する）
「通所」	次の施設に通うこと。 ・ 障害者総合支援法の規定による通所サービスを行う事業所及び地域活動支援センター ・ 身体障害者福祉法に規定する通所施設 ・ 児童福祉法に規定する障がい児のための通所施設 ・ 児童福祉法に規定する保育所 ・ その他の施設等 職業訓練施設、手話教室、予備校等長期間に及ぶもので、障がい者の社会復帰に必要と考えられるもの。（老人福祉施設・介護施設は除く）
「生業」	自己の生活を維持するための収入を得ること。

※なお、障害者総合支援法、児童福祉法に規定する入所施設（グループホーム、盲、ろう、特別支援学校の寄宿舎を含む）に入所中の方及び医療機関に入院中の方で継続して月1回程度以上帰宅する場合は通院・通所等とみなします。

市役所障害福祉課で発行する『常時介護証明書』の手続きに必要なもの

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳
- ・ 運転者の運転免許証
(※マイナ免許証の場合は、「マイナポータル」もしくは「マイナ免許証読み取りアプリ」から免許情報の確認ができる画面を提示していただく必要があります。)
- ・ 自動車検査証
- ・ 300円（証明発行手数料）

※別途、関係機関からの証明書等が必要ですので、詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

※軽自動車税減免申請の期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。

(5) 指定ごみ袋の交付について

家庭ごみ有料化制度の負担軽減措置として、常時紙おむつやストーマ用装具を使用している方、腹膜透析を実施している方など、ごみの減量が困難な方を対象に減免制度を設け指定ごみ袋を交付しています。

対象となるのは、大分市に居住している方で、「在宅の方」に限ります。

	対象者	申請の可否・必要書類等	交付する指定ごみ袋	
			種類	交付枚数
紙おむつ・ストーマ・腹膜透析	大分市おむつ等介護用品購入費助成事業による紙おむつ等の購入費の助成を受けている方 大分市家族介護用品支給事業による紙おむつ等の支給を受けている方 【担当課：長寿福祉課】	申請不要 (毎年11月に翌年10月までの1年分を交付)	小袋 20ℓ	年1回 年間最大 100枚 ／人
	大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具(ストーマ用装具、紙おむつ等)の給付を受けている身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)の方 【担当課：障害福祉課】			
	医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方 (上記事業に該当しない)	○本人(対象者)であることを確認できる書類 ○紙おむつ意見書(※医師の証明) ※初回申請時のみ必要 次年度以降は、身障者手帳その他継続して紙おむつの使用が確認できる書類(購入の領収書等)		
	常時ストーマ用装具を使用する方 (上記事業に該当しない)	○本人(対象者)であることを確認できる書類 ○診療明細その他ストーマ用装具の使用が確認できる書類(納品書等)		
	常時腹膜透析を実施する方	○本人(対象者)であることを確認できる書類 ○診療明細その他腹膜透析治療に必要な在宅医療用具の使用が確認できる書類(納品書等)		
	常時紙おむつを使用している <u>3歳未満</u> の、身体障がい児又は知的障がい児を養育する方	○身体障がい者手帳の写し	1回限り 最大50枚 ／人 (出生又は転入届を提出した翌月に交付するごみ袋は別に交付)	
	療育手帳(A1又はA2に限る)の交付を受けた方、その他当該者に準ずる者として市長が認める方で、常時紙おむつ及びストーマ用装具を使用する在宅の方	○療育手帳の写し		

①交付方法・枚数について

市から委託を受けた業者がご自宅に世帯主様あて、指定ごみ袋を配達します。複数の要件に該当する世帯の方は、枚数を合算する場合があります。11月以降翌年10月までの間に新たに対象と決定した方には、規定の枚数を決定の翌月にご自宅に配達します。

②申請が必要な対象者について

必要書類を準備し、大分市役所本庁舎4階環境政策課に申請してください(右の二次元バーコードより電子申請も可能です)。翌月に規定の枚数を配達します。代理の方による申請の場合は、申請書裏面の委任状の記入と代理の方の身分証明書が必要です。申請書は市ホームページからダウンロードできます。里帰り出産以外で本市の住民登録がない方は、市内居住と確認できる郵便物等をお持ちください。要申請の方で基準日以降も引き続き対象に該当する方は、年1回の申請が必要です。



《お問い合わせ》 環境政策課 TEL 097-537-5703(直通) FAX 097-534-6252

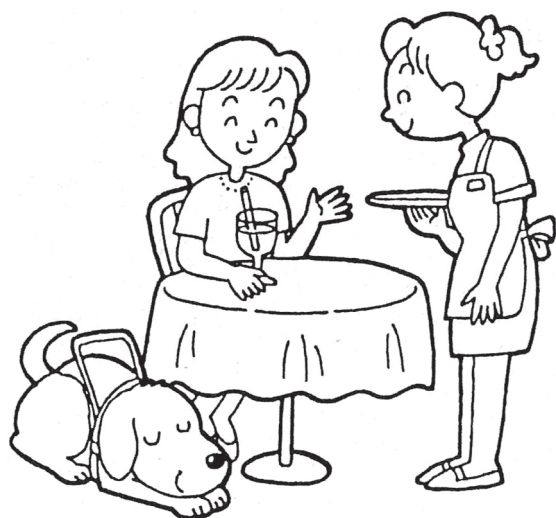
(6) 市営の公共施設の使用料等の減免

障がいのある人が文化活動やスポーツ活動などを行うため、市営の公共施設を利用する場合、使用料等が減免されます。

対象者	1. 入園料・観覧料を必要とする施設 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者 2. 使用料を必要とする施設 ① 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者 ② 障がいのある人が営利を目的としない文化活動等を行う場合は、その障がい者個人 ③ 障がいのある人又は家族などで構成する障害者団体が、営利を目的としない文化活動等を行う場合は、その障害者団体
減免割合	入園料・観覧料・使用料等が、1,000円未満の場合は100%減免とし、1,000円以上の場合は料金全体の50%が減免になります。 ※減免金額の詳細につきましては、利用する施設へお尋ねください。
手続きに必要な書類等	1. 入園料・観覧料を必要とする施設を利用する時は、受付で身体障害者手帳、療育手帳などを提示してください。 2. 使用料を必要とする施設を利用する時は、使用料減免申請書に、活動内容が明らかとなる資料(事業計画書など)を添えて利用する施設に申請してください。 3. 障害者団体として使用料等の減免を受けるには、事前の登録が必要です。 障害者団体登録申請書に団体の規約などの書類を添えて、障害福祉課に申請してください。

※ 具体的な減免割合や手続方法については、各施設にお問い合わせください。

※ 障害者団体認定申請手続方法については、障害福祉課へお問い合わせください。



(7) その他（交通機関等）の割引

※ 具体的な割引内容や手続方法については、各交通機関等にお問い合わせください。

種 類	対 象		割引率	内 容	問い合わせ
J R 旅客 運賃の 割引	第 1 種	身体及び知的障がい者（児）	5 0 %	片道 1 0 0 km を超える区間 ・ 普通乗車券	J R 九州 案内センター TEL 0570-04-1717 ※グリーン料金 特急料金 寝台料金 特別割引切符は 除きます。
		身体及び知的障がい者（児） と介護者 1 名	5 0 %	全線において適用 ・ 普通乗車券 ・ 回数乗車券 ・ 普通急行券 ・ 定期乗車券	
	第 2 種	身体及び知的障がい者（児）	5 0 %	片道 1 0 0 km を超える区間 ・ 普通乗車券	
		12歳未満の身体及び知的障 がい児と介護者 1 名	5 0 %	全線において適用 ・ 定期乗車券 (ただし、小児定期には適用されない)	
バス運賃 の割引	第 1 種	身体及び知的障がい者（児）	大分県内のバスに限る ・ 普通運賃 50%割引 ・ 定期券 30%割引 (ただし、小児定期には適用されない 会社もあります) ※高速バス、特急バスなどの一部路線 は除きます。		大分県内のバス会社
		身体及び知的障がい者（児） と介護者 1 名			
	第 2 種	身体及び知的障がい者（児）			
航空運賃 の割引	国内の定期航空路線について割引 される対象は各社、各路線により 異なります。		－	国内の定期航空路線について 割引される割引額は各社、各 路線により異なります。	各航空会社
船舶運賃 の割引	第 1 種	身体及び知的障がい者（児）	－	船舶会社によって条件等が異 なります。	各船舶会社
		身体及び知的障がい者（児） と介護者 1 名			
	第 2 種	身体及び知的障がい者（児）			
タクシー 運賃 の割引	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者		1 0 %	大分県内のタクシー会社の場合 ※県外については個別にお問 い合わせ下さい。	各タクシー会社
携帯電話 基本使用料等 料金割引	身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者		各会社で取り扱いが異なります。		各携帯電話会社

8. その他サービス等

(1) 食の自立支援事業

調理をすることが困難な障がい者世帯で食の確保が困難な方やじん臓食などの栄養管理を必要とする方を対象に栄養バランスがとれた食事を定期的に自宅に配食するとともに、配食の際に安否確認を行うことにより、障がい者の充実した在宅生活を支援します。

対象者	次の①～③のすべてに該当する人 ① 身体障害者手帳1・2級もしくは療育手帳の所持者 ② 65歳未満 ③ ひとり暮らしの人またはそれに準ずる人
利用 上限回数	週6食まで（月曜日～土曜日の昼食もしくは夕食から）
利用者 費用負担	1食あたり 450円
手続きに 必要なもの	(1) 大分市障害者食の自立支援事業利用申請書（窓口に備え付けあり） (2) 身体障害者手帳または療育手帳
受付場所	市役所障害福祉課 東部・西部保健福祉センター

《お問い合わせ》障害福祉課

(2) 在宅重度身体障害者緊急通報サービス

ひとり暮らし等の重度身体障がい者の方は緊急通報サービスを受けることができます。

※ 申請に際し、近隣の協力者が2～3名必要です。市民税額によっては設置時に30,000円の自己負担が発生します。

対象者	次の①～③のすべてに該当する人 ① 身体障害者手帳1・2級 ② 65歳未満 ③ ひとり暮らしの人またはそれに準ずる人
手続きに 必要な 書類等	(1) 大分市在宅重度身体障害者緊急通報サービス事業利用申請書（窓口に備え付けあり） (2) 身体障害者手帳 (3) 利用誓約書（窓口に備え付けあり） (4) 調査同意書（窓口に備え付けあり）
受付場所	市役所障害福祉課（支所での受付はできません）

《お問い合わせ》障害福祉課

（３）大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業

在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、医療保険の適用を超える利用や医療保険適用外となる自宅外での訪問看護サービスの利用に係る経費を助成します。

対象者	以下の全ての要件に該当する医療的ケアを必要とする児童の家族とします。 ① 大分市内に住所を有すること ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにあること ③ 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること ⑤ 訪問看護等により医療的ケアを受けていること	
提供事業者	現在利用中の医療保険による訪問看護事業者と同一の訪問看護事業者 ※ 医療保険による訪問看護を提供せず、本事業のみの提供は不可です。	
実施内容	大分市の委託を受けた訪問看護事業者が、医師の作成する訪問看護指示書に基づき、自宅や自宅外において訪問看護サービスを提供します。	
利用 可能時間	医療的ケア児1人につき、年間100時間まで (ただし、利用開始決定日を含む月を決算月とする開始年度のみ年間利用時間は次のとおり。)	
	4月から6月までの新規者	年間利用時間 100時間
	7月から9月までの新規者	年間利用時間 75時間
	10月から12月までの新規者	年間利用時間 50時間
	1月から3月までの新規者	年間利用時間 25時間
サービス 費用	本事業の利用にあたって、利用者の自己負担はありません。 サービス費用の他に発生する実費(交通費等)や当日のキャンセル料等については、利用者と訪問看護事業者との定めによるものとします。	
手続きに 必要な書類	①大分市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書(窓口に備え付けあり) ②医師の訪問看護指示書の写し ③現在医療保険等で利用している訪問看護事業者との契約書の写し又は利用していることがわかる書類	
受付場所	市役所障害福祉課(支所での受付はできません)	

《お問い合わせ》障害福祉課

（４）生活福祉資金の貸付

低所得者世帯、障がい者世帯、又は高齢世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付事業です。

《お問い合わせ》大分市社会福祉協議会 TEL 097-547-9562
FAX 097-547-9583

(5) 手話関係

① 手話通訳者・要約筆記者等の派遣

聴覚障がい者又は大会、講演会等で手話通訳者・要約筆記者等を必要とする時に派遣します。

対象者	大分市に住所を有する聴覚障がい者(個人)	大会・講演会等主催者
手続・申込先	(1)あらかじめ「利用者登録申請書」を大分市に提出してください。 (2)登録後、実際に派遣を依頼するときは、直接大分県聴覚障害者協会に申込みをしてください。	「大分市意思疎通支援者派遣申請書」を大分市に提出し、大分県聴覚障害者協会に申込みをしてください。
派遣費用	無 料。 ただし、派遣時間中の交通費、入場料などの経費については、対象者（申請者）の負担になります。（会場等までの通訳者の交通費は不要です。）	料金等については、大会・講演会等の内容等により必要経費の負担をお願いする場合がございますので、事前に下記問い合わせ先へご確認ください。
注意事項	※ 個人で初めて利用される方や、大会・講演会等の主催者は障害福祉課までご相談ください。 ※ 原則として、派遣希望日の5日前（休日等を除く）までに申請してください。ただし、緊急の場合はその限りではありません。 ※ 利用の際には必ず住所・名前・TEL・FAX番号を記入して下さい。	

《お問い合わせ》社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会……大分市大津町1丁目9番5号
TEL 097-551-2152 FAX 097-556-0556

② 盲ろう者通訳介助員の派遣

視覚および聴覚に障がいがある方に通訳介助員を派遣します。

対 象 者	大分市に住所を有する視覚障がいおよび聴覚障がいの重複による障がい程度が2級以上で、通訳介助員が必要と認められる方
手続・申込先	(1)あらかじめ「利用者登録申請書」を大分市に提出してください。 (2)登録後、実際に派遣を依頼するときは、直接大分県聴覚障害者協会に申込みをしてください。
派遣費用	無 料。 ただし、派遣時間中の交通費、入場料などの経費については、対象者（申請者）の負担になります。（待ち合わせ場所までの通訳介助員の交通費は不要です。）
注 意 事 項	※ 年間240時間を限度として利用できます。 ※ 原則として、派遣希望日の1週間前（休日等を除く）までに申請してください。ただし、緊急の場合はその限りではありません。 ※ 利用の際には必ず住所・名前・TEL・FAX番号を記入して下さい。

《お問い合わせ》社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会……大分市大津町1丁目9番5号
TEL 097-551-2152 FAX 097-556-0556

緊急通報FAX { 事件・事故のとき……県警察本部 097-538-3110
火災・緊急のとき……市中央消防署 119

③ 手話講習会

手話奉仕員の養成のための手話講習会を開催します。

日 時	会 場 場 所
4月9日～3月25日 毎週木曜日 午後6時30分～午後8時30分	大分県総合社会福祉会館（大津町2-1-41） ※入門・基礎課程
4月10日～3月26日 毎週金曜日 午前10時～正午	大分県聴覚障害者センター（大津町1-9-5） ※入門・基礎課程
4月11日～3月27日 毎週土曜日 午前10時～正午	大分県総合社会福祉会館（大津町2-1-41） ※入門・基礎課程

◆受講料 無料 ただし、テキスト代 5,290円（自己負担）

《お問い合わせ》社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会……大分市大津町1丁目9番5号

TEL 097-551-2152 FAX 097-556-0556

④ 手話通訳者の配置

聴覚に障がいのある方が、市役所での各種届出や申請等を行う際に、手話通話者がお手伝いさせていただきます。

配 置 先	配 置 日	配 置 時 間
大分市役所障害福祉課	毎日	午前8時30分～午後6時 ※ただし手話通訳者が1人配置の日は 午後5時15分まで（不定期）
鶴崎市民行政センター	毎週 月曜日・金曜日	午前10時～午後3時
植田市民行政センター	毎週 火曜日	
明 野 支 所	毎週 月曜日・水曜日・金曜日	
大 南 支 所	毎週 水曜日	

《お問い合わせ》障害福祉課

（6）点 字 関 係

点 字 図 書 館

目の不自由な方のお求めに応じて点字図書の貸出やプライベートサービス（代読・代筆・辞書引き等）をします。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
大分市点字図書館 むくどり文庫	J:COMホルトホール大分3階	097-543-2033

開館時間及び休館日

開館時間 午前9時～午後5時

休 館 日 毎週月曜日・土曜日・祝日・J:COMホルトホール大分の休館日

（7）大分市おもちゃライブラリー

心身に障がいを持つ子どもたちの「みる」「きく」「ふれる」といった機能や感覚を養い、情緒の発達を促すため、パズルやブロック、ぬいぐるみ等のおもちゃを貸出します。※事前予約が必要です

開 設 時 間	午前9時～午後4時（土・日・祝を除く）
場 所	大分市西部公民館同一建物……大分市王子新町5番1号

《お問い合わせ》大分市障がい者虐待防止センター TEL 097-545-1652 FAX 097-537-1411

(8) 障がい者福祉センター

日常生活に必要な福祉用具の展示と相談業務を行う福祉用具展示相談室、運動機能の維持を図る機能回復訓練室やウォーキングプールなどの施設を配置しています。

開館時間及び休館日

開館時間 午前9時～午後8時

休 館 日 毎月第2・4月曜日、年末年始12月28日～翌年1月3日

《お問い合わせ》 障がい者福祉センター（J：COMホルトホール大分3階）

TEL 097-576-8880 FAX 097-544-3020

9. 相談事業等

大分市基幹相談支援センター

利用料 無料

◆内 容 障がいに関する相談を行います。

◆利用方法 電話、FAX、来所、訪問などご希望にあわせ、ご相談に対応します。

◆場 所 王子新町5番1号（大分西部公民館同一建物）

◆開所時間 （平日）午前9時～午後5時45分（緊急相談のみ午後9時まで受付）

（土曜日）午前9時～午後5時45分（緊急相談のみ午後6時まで受付）

◆休 所 日 日曜日、祝日、年末年始（緊急相談のみ午前9時～午後6時まで受付）

◆連 絡 先 ●緊急以外の相談

主に身体障がいのある方：さざんか 電話 097-576-8887 FAX 097-576-7554

主に知的障がいのある方：コーラス 電話 097-576-8888 FAX 097-579-6886

主に精神障がいのある方：きぼう21 電話 097-576-8889 FAX 097-546-2158

●緊急相談

緊急相談ダイヤル「あんしんコール」 電話 097-529-7299

※家族等介助者の急病による不在、障がい者虐待、障がいのある方の状態変化等により、自宅等での生活を継続することが困難となったときなどの緊急な対応が必要になったときなどは、「あんしんコール」にご連絡ください。相談内容に応じて、必要な支援等を行います。

障がい者の就労支援に関すること

(1) 障害者就業・生活支援センター 大分プラザ

利用料 無料

- ◆対象者 障がいのある方で就職又は生活支援を希望する方。※支援を受けるためには登録が必要です。
- ◆内容 就業支援部門 ・ 離職した障がいのある方の就業に関する相談
・ 公共職業安定所、事業主との調整等求職活動の支援
・ 職業準備訓練をあっせんし、職場実習先との調整
・ 就職後の障がいのある方に対する助言や事業主への雇用管理等の助言
生活支援部門 ・ 障がいのある方の就労に関する生活上の相談や日常生活又は社会生活に必要な支援
- ◆場所 金池南1丁目9番5号（電話 097-574-8668 FAX 097-574-8667）
- ◆利用方法 電話、来所、訪問（午前8時15分～午後5時15分）

(2) 大分市障害児(者)地域療育等支援事業

利用料 無料

- ◆対象者 市内に住所を有する在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児、その他療育が必要と認められる児童
※発達に遅れのある子どもが通う保育所、幼稚園、学校の職員の方からのご相談もお受けしています。
- ◆内容 障がいに関する各種相談、子どもの発達・療育訓練等
- ◆利用方法 電話、来所、自宅訪問、施設訪問等
- ◆実施施設（8施設）
 - *大分療育センター
国分字六重原567-3
電話 097-586-5252 FAX 097-549-6777
 - *博愛こども成育医療センター
野田1111
電話 097-586-0888 FAX 097-586-0889
 - *大分こども発達支援センター つばさ学園
片島字長三郎2996-3
電話 097-557-0114
 - *諏訪の杜病院
鴛野118番地の1
電話 0570-071277（ナビダイヤル③番） FAX 097-502-1288
 - *こども発達支援センター もも
田中町2丁目16番7号
電話 097-546-3400 FAX 097-545-6660
 - *こども発達・子育て支援センター わくわくかん
屋山1658-1
電話 097-592-8989 FAX 097-592-8990

***大分健生病院**

古ヶ鶴1丁目1番15号
携帯 080-1532-2656

***へつぎ病院**

中戸次5956番地
電話 0570-034577 (ナビダイヤル→リハビリ課の番号を押下)
FAX 097-529-5622

(3) 高齢重度聴覚障がい者生活支援訪問事業

利用料 無料

◆対象者 市内に住所を有する60歳以上の単身の聴覚障がい者又は聴覚障がい者のみの老夫婦世帯

◆内容 生活支援員が対象者宅を訪問し、各種制度等の情報提供や相談活動をおこないます。

《お問い合わせ》社会福祉法人大分県聴覚障害者協会 大分市大津町1丁目9番5号

TEL 097-551-2152 FAX 097-556-0556

(4) 相談事業

利用料 無料

障がい者の方のいろいろな問題についての相談事業を実施しております。お気軽にご利用ください。

相談事業名	相談日	時間	場所
知的障がい者相談	第1・3火曜日	午前10時～午後3時	市民相談室(本庁舎2階)
聴覚障がい者相談	毎週金曜日	午前10時～午後3時	第1・3・5週 市民相談室 第2・4週 支所出張相談

※ 障害福祉課では、手話通訳者、ろうあ者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員による相談窓口を設置しておりますので、お気軽にご利用ください。(8時30分～18時)

(5) 就労ピアサポートサロンおおいた

◆対象者 (1) 障がいのある方
(2) 障がいのある方の雇用を検討している企業

◆内容 障がい当事者である「ピアスタッフ」を中心に、障がいのある方の「交流・情報交換の場」として当事者同士での相談の機会を提供します。また、企業向け助成金の情報提供や求人情報の提供などを行います。

◆開催時間 毎月第3日曜日
午前10時～11時30分

◆開催場所 J:COMホルトホール大分3階 障がい者交流室

《お問い合わせ》障害福祉課

(6)知的障害者相談員

知的障がい児（者）の更生、援護の相談に応じております。お気軽にご相談ください。

氏 名	住 所	電 話
矢 野 孝 美	花津留1丁目10番20号	552-1405
齊 藤 國 芳	宗方台東2番18号	541-6238
花 宮 良 治	猪野391番地の3	521-9939
村 上 和 子	森町243番地の7	522-4433
北 田 恒 幸	常行99番地の8	521-0796
後 藤 覚	城原705番地	592-3343
大 藏 利 夫	中戸次1261番地の17	597-4521
浦 邊 美由喜	久原中央1丁目10番30-105号	592-1921
和 田 哲 朗	宮河内ハイランド15-4	529-2956

《お問い合わせ》障害福祉課

(7) 身体障害者相談員

身体障がい者の更生、援護の相談に応じております。お気軽にご相談ください。

氏 名	住 所	電 話
原 悦 樹	勢家町1丁目2番2号	FAX 536-7631
玉 井 和 年	中島東1丁目2番12号	532-8450 (盲人協会)
堀 勇	今津留2丁目3番10号	556-2785
木 村 幸 二	中津留1丁目1番5-306号	556-7597
丹 羽 慎 祐	花津留2丁目8番15号	558-8466
大 塚 學	青葉台3丁目17番4号	546-4152
姫 野 都代子	富岡6組の2	567-3016
加 藤 順 子	荏隈町1丁目8番3号	FAX 543-7037
大 鶴 朱 美	松が丘4丁目9番2号	542-0476
藤 本 博	森988番地の3	520-3034
安 部 久 代	小池原1737番地の6	551-3575
門 脇 ハナエ	家島481番地の2	527-3995
小 野 初 夫	大在北1丁目9番5号	522-1887
有 馬 秋 人	中戸次5693番地	597-1636
藤 澤 嘉 一	大字志生木891番地の2	574-0166
佐 藤 厚 子	城南西2丁目9番5号	FAX 546-6248

《お問い合わせ》障害福祉課

(8)障害者団体一覧

団 体 ・ 役 職 名	代 表 者	住 所	電話番号
大分市身体障害者福祉協議会連合会会長	木 村 幸 二	(事務局) 金池南1-5-1 J:COMホルトホール4階	546-4221
鶴崎地区身体障害者福祉協議会会長	門 脇 ハナエ	大字家島481-2	527-3995
佐賀関地区身体障害者福祉協議会会長	藤 澤 嘉 一	大字志生木891番地の2	574-0166
野津原地区身体障害者福祉協議会会長	関 谷 道 広	大字入蔵872番地の2	588-0018
大分市身体障害者福祉協議会連合会視覚部会長	木 村 幸 二	中津留1丁目1-5-306	556-7597
大分市身体障害者福祉協議会連合会聴覚部会長	原 悦 樹	勢家町1丁目2番2号	FAX 547-7218
大分市身体障害者福祉協議会連合会スポーツ部会長	川 野 大 吾	葛城1123-1	080-8371-6395
大分市身体障害者福祉協議会連合会クローバー会会長	姫 野 都代子	富岡6組の2	567-3016
大分市視覚障害者協会会長	木 村 幸 二	中津留1丁目1-5-306	556-7597
大分市聴力障害者福祉会会長	原 悦 樹	勢家町1丁目2番2号	FAX 547-7218
大分市肢体不自由児者父母の会会長	秋 吉 一 恵	横尾3110-12	520-2438
大分市手をつなぐ育成会理事長	齊 藤 國 芳	大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館内	551-1821

※代表者が交替されることがあります。詳しくは障害福祉課へ。



10. 障害者総合支援法等によるサービス

(1) 障害福祉サービス

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。

家庭などで利用できる「訪問系・その他サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります。

また、地域生活への移行やその継続を支援する地域相談支援のサービスもあります。

訪問系・その他サービス …在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で家事や身体の介護など日常生活の支援を行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援をします。
	同 行 援 護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供(代筆・代読含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行 動 援 護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	短 期 入 所	自宅で介護を行う人が病気などになった場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護が必要な人のなかでも介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。
訓練等給付	自 立 生 活 援 助	定期的な訪問や障がいのある方から相談・要請があった際に、助言や医療機関等との連絡調整等必要な支援を行います。
	就 労 定 着 支 援	就労移行支援等を利用し一般就労後6月を経過した人に対し、引き続き就労の継続を図るため一定の期間にわたり事業所・家族との連絡調整等の支援をします。

日中活動系サービス …入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療 養 介 護	医療の必要な障がいのある方で常に看護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助をします。
	生 活 介 護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	自 立 訓 練 (生活・機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就 労 選 択 支 援	就労を希望する人に、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
	就 労 継 続 支 援 A型・B型	一般の事業所で働くことが困難な人に、就労や生産活動などの機会を提供するとともに、知識や能力の向上のための訓練をします。

居住系サービス …入所施設等で住まいの場におけるサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	宿泊型自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室などを利用してもらい日常生活能力向上のための支援や相談などを行います。

地域相談支援…地域生活への移行や地域生活の継続を支援します。

サービスの名称	内 容
地 域 移 行 支 援	障害者支援施設等に入所しているまたは精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域生活に移行するための相談やその他必要な支援を行います。
地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障がいのある方に対して、常時連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

(2)障害児通所支援事業

サービスの名称	内 容
児 童 発 達 支 援	就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	在学中の児童に対して、放課後又は学校の休業日に、施設に通わせ生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援等を行います。

(3)地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、大分市が実施している事業です。主な事業は以下のものです。

事業名	内 容
意思疎通支援事業	聴覚や視覚等の障がいにより意思疎通に支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために手話通訳や要約筆記、盲ろう者通訳介助を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある方等に、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移 動 支 援 事 業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。 ①個別支援型：1人の利用者に対して、介護者が1：1の支援を行います。 ②グループ支援型：複数の利用者に対して、介護者が同時に支援を行います。 ③医療的ケア児通学等支援：医療的ケア児が通園・通学・通所する際の移動を支援します。
地域活動支援センター（Ⅱ型・Ⅲ型）	障がいのある方に対して、創作的活動や生産活動の提供、社会との交流促進などの便宜を図ります。
訪問等入浴サービス事業	居宅における入浴が困難な障がいのある方に対して、居宅又は施設で入浴のサービスを提供します。
日 中 一 時 支 援 事 業	自宅で介護を行う人が病気などで一時的に支援が必要になった場合に日中施設において、預かりのサービスを行います。

※事業所については、障害福祉課にお問い合わせください。

(4) サービスの利用のしかた

サービスの利用については、まず市役所障害福祉課での申請が必要となります。

障害者支援施設などに入所している人については、入所前に住んでいた市区町村に申請となります。

1 相談・申請

障害福祉課または指定特定相談支援事業所等に相談し、サービスが必要な場合は申請します。申請を行うと障がいの状況や現在の生活などについて、調査（アセスメント）が行われます。

※指定特定相談支援事業所：市町村の指定を受けた事業所で、サービス申請前の相談や申請する時の支援、サービス等利用計画の作成、サービス提供事業所との連絡調整などを行います。

2 サービス等利用計画案の提出依頼

生活や支援の実態にあった支給決定を行うために、指定特定相談支援事業所等に「サービス等利用計画案」の作成の依頼をします。

3 審査・判定・認定

調査をもとに市で審査・判定が行われ、障害支援区分（どの程度支援が必要な状態か）の認定を行います。

4 サービス等利用計画案の提出

指定特定相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画案を市に提出します。

5 支給決定

障害支援区分や提出されたサービス等利用計画案などをもとに、サービスの支給決定がされ、受給者証が交付されます。

6 サービス担当者会議の開催

市から支給決定を受けたら、その決定内容を踏まえ、指定特定相談支援事業者等がサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行います。

7 サービス等利用計画の作成

サービス担当者会議を経て、指定特定相談支援事業所等はサービス等利用計画を作成します。

8 サービス利用開始

利用したい事業所と契約をし、サービスの利用開始となります。

9 モニタリング

決められた月にサービス等利用計画の見直しを行います。

(5) サービスを利用したときにかかる費用

サービスを利用した場合、費用の9割は国・県・市が負担し、1割を利用者が支払うことになっています。ただし、所得に応じて上限が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

サービス利用料（総額）			
国負担 50%	都道府県 25%	市町村 25%	利用者 負担
国・県・市負担（9割）			（1割）

月ごとの利用者負担には上限があります。

- サービスの定率負担は、所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、ひと月の利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- 所得を判断する際の世帯の範囲は、障がい者ご本人および配偶者のみ（障がい児の場合は、障がい児が属する世帯員全員）となります。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市民税非課税世帯	0円
一 般 1	市民税課税世帯で、所得割16万円 ^{*注1} （障がい児の場合、28万円 ^{*注2} ）未満の方 ^{*注3}	障がい者 9,300円 障がい児(18歳未満) 4,600円
一 般 2	一般1の以外の市民税課税世帯	37,200円

*注1 収入が概ね600万円以下の世帯が対象になります。

*注2 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

*注3 20歳以上の施設入所支援及び療養介護、グループホーム並びに宿泊型自立訓練利用者を除きます。

11. 大分市障がい者虐待防止センターについて

障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、大分市障がい者虐待防止センターまでお寄せください。障がい者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。

大分市障がい者虐待防止センター

場所：大分市役所 1階 障害福祉課内

電話番号：097-585-6003

FAX：097-537-1411

開設時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝を除く）



12. 大分市成年後見センターについて

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせるように「成年後見制度」の利用をお手伝いします。

【ご相談・お問い合わせ先】

大分市成年後見センター

場 所：大分市荷揚町2番31号（大分市役所 第2庁舎 2階）

電話番号：097-547-7774 FAX：097-547-7773

相談受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝を除く）

13. ヘルプカードについて

外見からわからなくても、支援や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせる「ヘルプカード」を配付します。

【対 象 者】

誰でも無料で持つことができますが、障がいのある方、難病の方、高齢の方、妊娠している方などを想定しています。

【配付場所】

- ・大分市障害福祉課（大分市役所本庁舎1階15番窓口）
- ・大分市保健予防課（大分市保健所2階）
- ・各支所
- ・東部・西部保健福祉センター
- ・大分県福祉保健部障害福祉課（大分県庁別館1階）

【見 本】



カード（おもて面）



カード（うら面）

14. ヘルプマークについて

内部障がい等の外見からは、障がいのあることがわかりにくい方が周囲から援助や配慮が必要な方を対象に「ヘルプマーク」を配付します。

【対 象 者】

県内在住で、障がいのある方、難病の方、認知症の方、妊娠している方など、周囲の方の配慮が必要な方。

【配付場所】

- ・大分市障害福祉課（大分市役所本庁舎 1 階15番窓口）
- ・大分市保健予防課（大分市保健所 2 階）
- ・各支所
- ・東部・西部保健福祉センター
- ・大分県福祉保健部障害福祉課（大分県庁別館 1 階）
- ・大分県障害者社会参加推進センター（大分市大津町 2 丁目 1 番41号）

【見 本】



☆個人番号（マイナンバー）について

障害福祉制度において、個人番号(マイナンバー)の記載が必要な申請書等を市役所に提出する場合、窓口では、「個人番号の確認」と「本人確認(身元確認)」を行いますので、ご協力願います。

個人番号カードがあれば、一枚で「個人番号の確認」と「本人確認(身元確認)」ができます。



個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については通知カード送付時に同封されているパンフレットをご確認ください。また、視覚障害者の方で、マイナンバーの点字化を希望の場合は、大分市 市民課にご相談ください。



代理人が申請する場合、①本人の個人番号の確認 ②代理人の本人確認(身元確認)を行います。

個人番号カード を取得していない場合

個人番号の確認



個人番号付きの住民票
または
通知カード

※通知カードは、現在の氏名や住所等と合致していない場合は、個人番号の確認書類として利用できません。

本人確認(身元確認)



運転免許証
または
パスポート
または
身体障害者手帳等

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
例) 住民票と年金手帳等

【お問合せ一覧】

■マイナンバー制度全般に関すること

国のマイナンバー総合フリーダイヤル(無料)
0120-95-0178 (平日9:30~17:30)

※一部、IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

□マイナンバー制度に関すること

050-3816-9405 (有料)

□通知カード・個人番号カードに関すること

050-3818-1250 (有料)

■通知カード・個人番号カードの交付等手続きに関すること

大分市役所 市民部 市民課

電話 097-537-5734(直通)

(平日8:30~17:15、土日・祝日・年末年始除く)

